

[改正後全文]

務発第 137 号

平成 12 年 3 月 22 日

[改正 平成 19 年務第 309 号]

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察職員服務規程の制定について（例規通達）

このたび、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 1 号）が制定されたことに伴い、岐阜県警察職員服務規程（昭和 34 年岐阜県警察訓令第 4 号。以下「服務規程」という。）の一部を改正し、平成 12 年 4 月 1 日から施行することとしたが、その改正の趣旨、解釈及び運用上の留意事項は、下記のとおりであるから誤りのないようにされたい。

なお、「岐阜県警察職員服務規程の制定」（昭和 34 年 6 月 1 日付け警発第 214 号）は、平成 12 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

第 1 改正の趣旨

最近、全国において不祥事案が相次いで発生し、国民の警察に対する信頼を著しく損なったところであるが、警察が国民から負託された任務を全うし、国民の信頼にこたえるためには、警察職員一人一人が職務に係る倫理を保持し、厳正に職務を遂行する必要があるため、全警察職員に適用される職務倫理及び服務の基準を国家公安委員会規則として新たに定められたことに伴い、服務規程についても所要の整備を図るものである。

なお、この規程で定める服務の根本原則は、地方公務員法（第 30 条から第 38 条）に示されているが、この法の趣旨からして警察職員の服務は、このようであればならないとされる範囲で職員の服務に関する義務内容を具体的に明示したものである。

第 2 解釈及び運用上の留意事項

1 目的（第 1 条関係）

この規程は、岐阜県警察職員が実践すべき職務倫理及び服務の指針を定めること

を明らかにしたものである。

なお、「職務倫理」とは、警察職員がその職務に関連して保持しなければならない道德上の規範であり、「服務」とは、警察職員がその勤務に服するに当たって守らなければならない義務である。

2 所属長の定義（第2条関係）

服務規程における「所属長」とは、具体的には、次の表の右欄に掲げる職員に対する同表の左欄に掲げる者をいう。

所 属 長	職 員
警察本部長	警察本部の部長、総務室長 警察学校長 警察署長
所属する警察本部の部長又は総務室長	警察本部の課長、隊長及び所長並びに部又は総務室に置く職
所属する警察本部の課長、隊長及び所長 警察学校長、警察署長	上記以外の職員

3 職務倫理の保持（第3条関係）

個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序を維持するという警察の任務が、県民から負託されたものであることから、警察職員は、一般県民に比して高い倫理観を身につけるよう努め、もって、警察職員に求められる職務倫理を保持しなければならないことを規定したものである。

職務倫理の基本については、「警察職員の信条」が、定着していることから、概ねこれを引用している。

第1号の「国家と国民に奉仕」は、「警察職員の信条」では「国家と社会に奉仕」とされていたところ、「社会」という用語が多義的で、いかなる社会を指すのか不明確であることから、本来の趣旨をより明確にするため「国民」と改めた。

なお、「国家と国民に奉仕」の「国家」とは、その在り方を最終的に決める権利を国民が持ち、その活動が国民のために行われる、いわゆる法人としての国家であり、「国民」とは、国家の在り方を最終的に決める主権者たる国民である。

4 職務の執行（第4条関係）

服務の基準について規定したものであるが、警察の職務の特殊性から他の公務員に比して特に警察職員が遵守することが求められ、かつ、基準といえるものを特に規定したものである。

(1) 服務の根本基準（第1項関係）

警察職員は、他の公務員同様、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、その職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定したものである。

(2) 法令等の厳守（第2項第1号関係）

警察職員は、法を執行する立場にあることから、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならないことを規定したものである。

なお、「上司の職務上の命令」とは、発令者が職務上の上司であること、受命者の職務に関すること及びその内容が法規に抵触しないことの要件を具備している必要があり、違法であることが明らかな命令に従ってはならないことは言うまでもない。

(3) 急訴事案の措置（第2項第2号関係）

警察職員は、急訴に接したときは、勤務時間、管轄区域、事務分掌の如何にかかわらず快く受け付け、相手の立場を考え適切な措置をとることを規定したものである。

(4) 危険及び責任回避の禁止（第2項第3号関係）

警察の職務は、警察法に規定されているように、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する職務であるから、法の執行に当たっては、ときには強制力を必要とするので、身の危険に直面するようなことがあっても、これを回避したり職務を放棄するようなことがあってはならない。

(5) 信用失墜行為の禁止（第2項第4号関係）

警察がその任務を遂行するためには国民の信頼と協力が不可欠であるが、信用失墜行為は、国民の信頼を損ない協力を得難くするものであり、警察の任務の遂行を著しく阻害することから、警察職員は厳に信用失墜行為を戒めなければならないことを規定したものである。

なお、「信用失墜行為」とは、職務に関連する非行に限らず、例えば、勤務時間外の飲酒運転、不相応な借財など、個人的な行為であっても、警察職員としての身分を有するが故に職務に支障を及ぼし、警察の信用を損なうこととなる行為をも含まれる。

(6) 個人に関する情報の保護（第2項第5号関係）

警察職員は、職務上個人に関する情報を取り扱うことが多く、これを知る機会が多いことから、職務上知り得た個人に関する情報（秘密に当たるものに限らない。）を、正当な理由なく漏らしてはならないことを規定したものである。

「正当な理由がある場合」とは、証人、鑑定人となり他人に告げる場合等を行うが、この場合でも許可を得なければならないのは当然である。

なお、本号においては、個人に関する情報のみについて規定しているが、個人

に関する情報以外の職務上知り得た秘密についても、漏らしてはならないことは言うまでもなく、これは、第4条第2項第1号の「法令の厳守」（地方公務員法第34条第1項）で読むこととなる。

(7) 情報の報告（第2項第6号、第7号関係）

警察運営上必要と認められる犯罪情報等については、所属長は常に承知しておく必要がある。したがって、職員がこれを知ったときは時期を失せず報告すべきであり、勤務の内外とは、勤務時間にかかわらずの意味である。

また、報告、連絡は、やむを得ない場合を除き、順を経て所属長に上達する原則を定め、組織の運営上戒められている中間省略を禁じたものである。

(8) 職務専念の義務（第2項第8号関係）

職務専念の義務については、地方公務員法第35条に定められているが、この法の趣旨からしても許可なく職務を離れた場合は重大な規律違反となる。

5 市民応接（第5条関係）

市民応接についての基本的な心構えと遵守事項を定めたものであるが、警察が職務を遂行するには、常に県民の信頼と協力が必要となることは言うまでもない。

その信頼と協力を得るためには、平素における市民応接が適切でなければ到底期待することができない。したがって、職員は、市民応接には細心の注意を払い、良好な関係が保持されるよう努力する必要がある。

6 品位の保持（第6条関係）

職員が品位を保持するに当たっての心構えと遵守事項を定めたものである。警察職員は、職務上他の公務員より一層厳格な身上保持が要求されているので、常に品行を正し、品位を保つように心掛けなければならない。

(1) 訴訟事件等関与の禁止（第1号関係）

職務の公正を期することは公務員として当然のことであり、一般市民から誤解と疑惑を持たれる行為を禁止したものである。

なお、「他人の請託を入れて」とは、外部の人はもちろん、内部の者からの依頼をも含んだものをいい、「取引」とは、職務に関連して売買、交換又は仲介等の行為をすることをいい、「訴訟事件等」とは、民事事件はもちろん、公務に関連しない他人の訴訟事件等をいい、これらに関与することは私人としてであっても警察職員である以上誤解を招きやすいから注意しなければならない。

(2) 政治的行為の制限（第2号関係）

地方公務員法第36条には、職務の公正を期する上から、職員に政治的中立性を義務付けているが、とりわけ警察職員は、職務の性質から厳格に励行しなければならない。

(3) 宗教的、政治的論議の制限（第3号関係）

職務に支障を及ぼすような宗教的又は政治的論議は、警察官であるが故に批判の対象となり、ときには物議が生ずることもあるので、特に注意する必要がある。

(4) 職務の公正の確保（第4号関係）

警察職員は、何人からも、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる財産上の利益の供与又は供応接待を受けてはならないこと及び職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際をしてはならないことを規定したものである。

(5) 負債の制限（第6号関係）

公務員が支払い能力を超える負債をするときは、とかく公務員としての信用を傷つけ、又は疑惑を抱かれやすいので注意することを規定したものである。

(6) 謝礼、報酬等の制限（第7号関係）

「職務に関して」とは、すべて職務に関係をもった場合の意味であり、「贈り物、謝礼その他の報酬」とは、その名目を問わず円満な常識の範囲を逸脱したものをいい、これらのものについては所属長の承認を得なければならない。

(7) 寄付金等募集の制限（第8号関係）

寄付金については、その名目はどうであろうとも外部の団体若しくは個人から寄付金を募集し、又はこれを受けてはならない。しかし、職員個人でなく警察全体に対して自発的な申し出があったような場合は、支障の有無を検討し、支障がないと認められるものについては、本部長に申請して承認を受ければ受理してもよいことを規定したものである。

(8) 飲酒、遊戯等の制限（第9号関係）

「飲酒、遊戯等」とは、飲酒又は競輪、競馬、麻雀その他の遊戯等をいい、それらの行為により勤務に支障を及ぼし、又は品位を失うに至ってはならないことを規定したものである。

7 服装（第7条関係）

職員の身だしなみについて規定したものである。

第1項では、職員は常に身体及び服装を清潔にし、容姿を正して品位の保持に努めなければならないことを規定している。

第2項では、警察官は一部特殊勤務者を除き、制服を着用するのが原則であり、勤務の性質上、その態度の是非は直ちに警察全体の姿として評価される場合が多いことから、制服を着用した際は、服制等に従い、かつ、警察官らしく厳正な態度を保持する必要があるため、遵守しなければならない事項を定めたものである。

第3項では、警察官の所持する貸与品について規定している。

(1) 見苦しい物の携帯の禁止（第2項第1号関係）

見苦しい物の携帯とは、傘を携帯するなど制服を着用した場合にふさわしくない物の携帯をいう。

- (2) 喫煙歩行等の禁止（第2項第2号関係）
室の内外を問わず喫煙しながら、又はポケットに手を入れて歩行しないことなどをいう。
 - (3) 席の謙讓行為の奨励（第2項第3号関係）
公共の乗物に乗車するときには、他人を先に乗車させ、又は他人に席を譲るよう心掛けることを奨励したものである。
 - (4) 貸与品の携行（第3項関係）
制服警察官が勤務する場合において携行すべき貸与品について規定し、ただし書には、職務の性質上これらの貸与品を所持する必要がないと所属長が認めた場合は、所持しなくてもよいこととした。
- 8 その他の遵守事項（第8条関係）
職員は、前条のほか、特にサービスの適正を図るために遵守しなければならない事項を規定したものである。
- (1) 居所の明確化（第1号関係）
「休日、休暇等」とは、休日、休暇、勤務を要しない日はもちろん勤務時間外であってもという意味であり、外出するときは、携帯電話等を持参するなどして不時の参集に備えなければならない。
 - (2) 住所届（第2号関係）
「住所届」は、非常参集事務で定めた様式で届出することをいい、その他身分上の変動があった場合にも届出することを規定したものである。
 - (3) 管内居住の原則（第3号関係）
警察職務の性質上勤務部署の所在する市町村の区域内に居住する原則を定めたものであるが、現在の住宅事情からやむを得ない場合は、所属長の承認によって例外を認めたものである。
 - (4) 無断欠勤等の禁止（第4号関係）
無断での欠勤、遅刻又は早退は、給料を減額される理由となるばかりでなく、規律違反となることを規定したものである。
 - (5) 各種試験の受験届出（第5号関係）
他の官公署、学校、企業等で各種試験を受験するときは、届出を要する。これは、所属長は常に職員の身上及び身分を把握しておく必要があるからである。
 - (6) 所見公表等の制限（第6号関係）
所見の公表については、その所見等が職務に関連し、又は職務に影響を及ぼすおそれのある内容のものは、たとえ一私人として行う場合でも原稿を提出し、又は口頭で報告して許可を受ける必要がある。「所見」とは、意見、見解、回答等をいう。